

福岡県建設技術協会会則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は建設技術関係者の技術水準および地位の向上並びに建設技術関係者の連携・交流を図り、もって建設事業の進歩発展に寄与することを目的とする諸種の事業を行う。

第 2 条 本会は、福岡県建設技術協会(以下「協会」という。)と称する。
協会の事務局は福岡市博多区東公園七番七号福岡県庁県土整備部道路維持課内に置く。

第 3 条 協会は、全日本建設技術協会に加盟する。
ただし、これにより協会の自主性を拘束されるものではない。

第 2 章 会 則

第 4 条 1、本会の会員は、正会員及び特別会員とする。
2、正会員は、本会の目的に積極的に賛同し、かつ協力する福岡県職員及びこれに準ずる者並びに県内市町村職員とする。

3、特別会員は、正会員を退会した者で、本会の目的に積極的に賛同し、かつ協力する者とする。

4、特別会員には機関紙の配布及び一定の事業活動の案内を行なうが、議決権はないものとする。

第 5 条 協会に支部を置く。会員になろうとする者は、支部を経由して所定の申し込みを行うものとする。

第 6 条 会員は、会費を毎月支部を経由して納入しなければならない。

ただし、特別会員については年会費一括納入することができる。

また、正会員においては、福岡県建設技術協会運営規定に定めるところにより会費免除を申請することができる。

第 7 条 会員は退会するときは支部を経由して所定の届出を行うものとする。

第 3 章 役員及び機関

第 8 条 協会に次の役員をおく。

会長 1 名、副会長若干名、事務局長、次長各 1 名、常任運営委員若干名、評議員若干名、監事 2 名。

第 9 条 1、会長、副会長、監事は評議員会において推薦し、総会の承認を

得なければならない。

2、会長は本会を代表し、会務を総括し、評議員会の議長となる。

3、副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

4、事務局長は県土整備部道路維持課の課長技術補佐とし本会の事務を総括処理する。事務局次長は建築都市部都市計画課都市政策係長とし事務局長を補佐する。

5、常任運営委員は、評議員会において推薦し、本会の企画運営にあたる。

6、監事は会計の監査を行う。

7、事務局長は必要がある場合、県土整備部道路維持課係員から若干名を事務局員として選任することができる。

第 1 0 条 評議員は、各支部から 1 名ずつ選出するものとする。

ただし、本庁支部は課の数まで選出することができる。

第 1 1 条 1、協会に名誉顧問を置くことができる。名誉顧問は総会の推薦により会長がこれを委嘱する。

2、協会に顧問を置くことができる。顧問は、評議員会の推薦により、

会長がこれを委嘱する。

第 1 2 条 協会に次の機関を置く。

総会、評議員会、常任運営委員会、三役会議。

第 1 3 条 総会は、会長が必要と認めたときに招集する。

ただし、会員の 10 分の 1 以上または評議員の 2 分の 1 以上の要求があった場合は、会長は総会を招集しなければならない。

第 1 4 条 総会は、本会の最高議決機関であって次の事項を決議する。

- 1、会則の制定および改廃
- 2、予算および決算
- 3、役員(評議員を除く。)の承認。
- 4、その他の重要事項

第 1 5 条 1、評議員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

2、評議員会は、監事を除く役員をもって構成し、総会で決議された事項の運営にあるとともに、総会を開くいとまのない場合の緊急事項を決議する。

ただし、評議員会の決議事項は、次の総会の承認を得なければならない。

第 1 6 条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 17 条 協会の機関は、構成員の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ会議を開くことが出来ない。議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 4 章 支 部

第 18 条 支部は、本庁および各県土整備事務所の管轄区域をもって 1 支部とする。

第 19 条 支部に次の役員を置く。支部長 1 名、幹事 1 名。

- 第 20 条
- 1、支部長および幹事は、支部会員の中から選出する。
 - 2、支部長は、支部を代表し、支部の会務を総括する。
 - 3、幹事は、支部の常務を処理する。
 - 4、幹事は、協会の評議員を兼ねるものとする。

附 則

本会則は、昭和44年11月29日から施行する。

昭和56年 6月20日一部改正

昭和62年 6月20日一部改正

平成11年 7月30日一部改正

平成15年 6月13日一部改正

平成17年 6月 3日一部改正

平成20年 6月10日一部改正

平成21年11月30日一部改正

平成29年 6月29日一部改正